公益社団法人 国民健康保険中央会 御中

厚生労働省健康局長 (公 印 省 略)

特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第3条第2項の規定に基づき、同条第1項の特定権利利益に係る期間の延長に関し当該延長後の満了日を平成30年11月30日とする措置を指定する件について

健康行政につきましては、日頃から多大なる御協力を賜り心から御礼申し上げます。

今般、「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に 関する法律第3条第2項の規定に基づき同条第1項の特定権利利益に係る期間 の延長に関し当該延長後の満了日を平成30年11月30日とする措置を指定する件 (平成30年厚生労働省告示第276号)」の告示中、健康行政の関係法令に係る事 項につきまして、平成30年7月20日付けで別添のとおり都道府県等民生・衛生主 管部(局)宛て通知いたしましたのでご連絡いたします。

貴団体におかれましても、緊急事態であることに鑑み、御理解、御協力を賜り、関係者への周知を図っていただきますようよろしくお願い申し上げます。